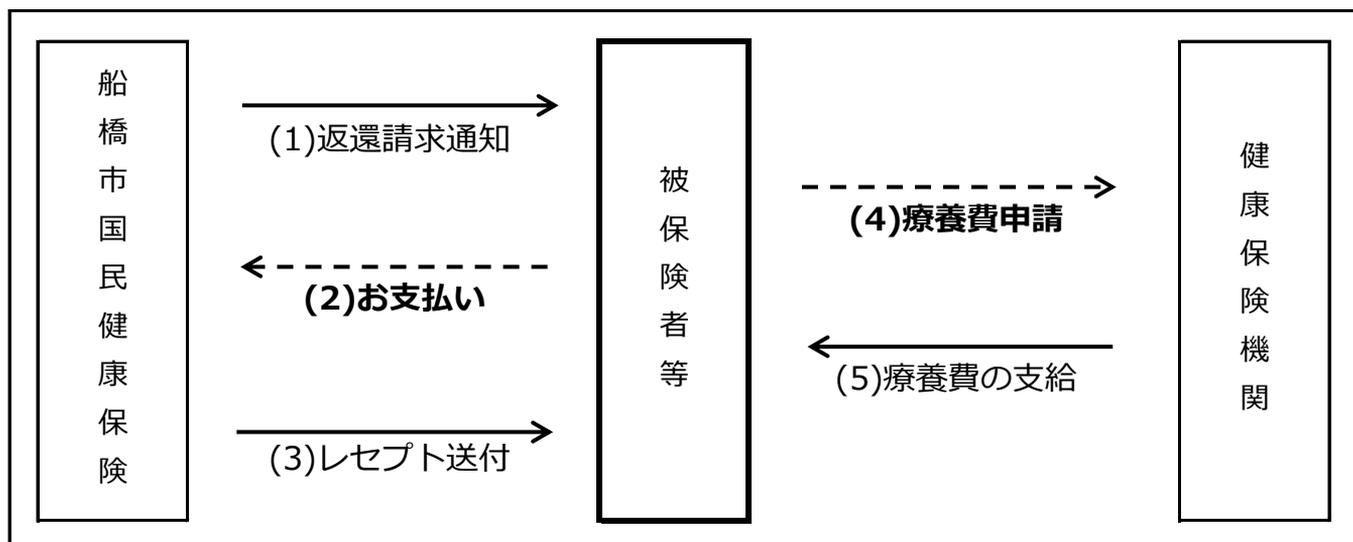


手続きの流れ



※(2)は受診者の属する世帯の世帯主、(4)は健康保険機関の被保険者によるお手続きになります

(1) 返還請求通知

船橋市国民健康保険の加入期間外に受診している場合は、船橋市より医療費（7～8割相当分）の返還請求通知と納付書を送付致します。

(2) お支払い ※被保険者等によるお手続き

(1)の通知に同封してある納付書を使用して支払います。この納付書で支払った際の領収書は、(4)療養費申請の手続きで必要となりますので、必ず保管してください。

(3) レセプト送付

入金を確認でき次第、船橋市より診療報酬明細書の写し(レセプト)を送付します。
(金融機関から船橋市へ収納連絡が来るのにお支払いから1～2週間ほどかかります。)

(4) 療養費申請 ※被保険者等によるお手続き

受診時に加入していた健康保険機関へ納付書で支払った際の領収書と診療報酬明細書の写しの2点を添えて療養費申請を行うと、各健康保険機関での審査後に療養費が支給されます。詳しい申請方法、支給の可否等は各健康保険機関へお問い合わせください。

(5) 療養費の支給

各健康保険機関での審査後、療養費の決定、支給がされます。